

# 高齢者向けサービスを紹介

市では、すべての高齢者が住み慣れた地域で健やかに安心して暮らせるように、「シルバー日野人 安心いきいきプラン」を策定し、「寝たきりゼロ」を目指した介護予防・生活支援を推進しています。各種サービスを健康増進や日々の生活の充実のために利用してください。

●在宅介護支援センター一覧

名称	担当地区	電話番号
高 幡	高幡、三沢、三沢1・3・4丁目、南平、程久保（モノレール西側）、程久保1～8丁目、新井、石田（浅川南）	☎591-1294
豊 田	豊田、東豊田、多摩平1～2丁目、旭が丘2・5・6丁目、富士町	☎582-7623
多摩川苑	万願寺1～6丁目、上田、川辺堀之内、日野、宮、石田1～2丁目、石田（浅川北）	☎582-1707
フラワー	日野本町、神明、日野台1～3丁目、栄町、新町	☎581-7611
すずらん	南平1～9丁目、平山1・3・4丁目	☎599-5531
かわきた	東平山、西平山、平山2・5・6丁目、旭が丘1・3・4丁目	☎589-1710
ふれんど	百草、落川、三沢2丁目、程久保（モノレール東側）	☎599-0306
あいりん	多摩平3～7丁目、大坂上、日野台4～5丁目	☎586-9141

在宅介護支援センターは、市が委託する地域の身近な公的相談窓口です。地域の在宅高齢者やその家族などの在宅介護に関する保健・医療・福祉の総合的な相談を受け、適切な助言や申請代行、関係機関との連絡調整を行います。

## 介護予防のサービス

40歳以上	生活支援型機能訓練	介護保険の「要介護」「要支援」の認定を受けていない方で、心身機能が低下している方や身体機能に支障があるのに必要な訓練を受けていない方に、施設での機能訓練や言語訓練を行い、日常生活能力の回復を図ります。	
概ね65歳以上	生きがい活動支援通所	介護保険の「要介護」「要支援」の認定を受けていない方で、家庭に閉じこもりがちな高齢者に送迎付きで施設に通ってもらい、生きがい・趣味の活動を行うことにより、要介護の予防を図ります。	【別表1】参照
	徘徊高齢者探索システム	在宅の認知症徘徊高齢者に移動端末機を所持してもらい、位置情報探索システムを利用することによって、その所在を家族に伝えます。	
65歳以上	養護老人ホーム入所相談	経済および環境などの要因により、在宅での生活を継続することが困難な高齢者が入所出来る施設について相談を受けます。	在宅サービス係
	身障高齢者機能回復助成	身体障害者手帳（1～6級）を持つ方に、マッサージの施術券を支給します。	福祉係
	自立支援日常生活用具給付	介護保険の「非該当」の認定を受けた方で、日常生活動作に支障のある高齢者に、腰掛け便座・入浴補助用具・歩行支援用具・スロープを給付し、自立を支援します。	【別表1】参照

## 介護が必要となったとき介護保険で受けられるサービス

原則65歳以上	要介護1～5	1 家庭を訪問するサービス……訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導 2 日帰りで施設に通うサービス……通所リハビリテーション、通所介護、認知症対応型通所介護 3 施設に短期入所するサービス……短期入所生活介護、短期入所療養介護 4 福祉用具の貸与・購入や住宅改修 5 その他……特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、介護サービス計画の作成（自己負担はありません）、家族介護慰労金の支給（要介護度4または5の高齢者を介護する市民税非課税世帯の家族を対象）	介護サービスについては介護保険係または介護給付係
	要支援1～2	1 家庭を訪問するサービス……介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導 2 日帰りで施設に通いのサービス……介護予防通所リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護 3 施設に短期入所する通いのサービス……介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護 4 福祉用具の貸与・購入や住宅改修（福祉用具貸与については、一部制限があります） 5 その他……介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム・要支援2の方のみ）、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防サービス計画作成（自己負担はありません）	
	施設サービス	・介護老人福祉施設……常時介護が必要で、家庭での生活が困難な場合に入所する施設 ・介護老人保健施設……病状が安定し、リハビリを中心とした医療ケアと介護を必要とする場合に入所する施設 ・介護療養型医療施設……比較的長期にわたって療養を必要とする場合に入院する施設 ※要介護認定1～5の方が利用できます。 ※住民税非課税世帯の要介護者は、負担限度額認定を受けることにより、食費・居住費が減額されます。	

## 住宅関係のサービス

概ね60歳以上	グループリビング	介護保険の「非該当」「要支援」の認定を受けた方またはこれと同等の方で、共同生活を営むことが可能な高齢者が、互いに協力し助け合いながら生活していく施設です。	
65歳以上	シルバーピア	住宅に困窮しているひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で、自立して日常生活が出来る方に対して、高齢者向けに配慮された設備や緊急通報システムを備えた集合住宅（シルバーピア）を提供します。所得制限あり（募集は広報ひのでお知らせします）	福祉係
	自立支援住宅改修給付	日常生活動作に支障のある高齢者の住宅を改修し、住環境を整えることで、生活の拡大・自立を図ります。介護保険の「非該当」の方が対象の給付（手すり取り付け・段差解消・床材変更・引き戸などへの取り替え・洋式便器への取り替え）と、介護保険を補定する設備改修（洋式便器への取り替え・浴槽取り替え・流しと洗面台の取り替え）があります。	【別表1】参照
	高齢者民間住宅家賃助成	市内に3年以上居住するひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で、民間のアパートなどにお住まいの方に家賃を補助します。助成額は家賃月額額の3分の1（1万円を上限）、所得制限あり（前年の収入が生活保護基準の1.5倍以内）	福祉係

●地域包括支援センター

名称	担当地区	電話番号
せせらぎ	日野本町、神明、日野台1～3丁目、栄町、新町、万願寺、上田、川辺堀之内、日野、宮、石田（浅川北）	☎589-3560
すてっぷ	豊田、東豊田、多摩平、旭が丘2・5・6丁目、大坂上、日野台4～5丁目、富士町	☎582-7367
もくさ	高幡、三沢、南平（大字）、石田（浅川南）、程久保、新井、百草、落川	☎599-0536
いきいきタウン	平山、東平山、西平山、南平1～9丁目、旭が丘1・3・4丁目	☎585-7071

地域包括支援センターは、在宅介護支援センターと連携を図り、地域の高齢者に関するさまざまな相談を受け、介護・福祉・保健の専門職がチームとなって、高齢者の生活を支えます。

### <表の見方(凡例)>

対象	サービス名	内 容	問合せ先
----	-------	-----	------

## 寝たきり・ひとり暮らし・高齢者世帯へのサービス

概ね65歳以上	生活支援サービス	ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯のうち、介護保険の「要介護」「要支援」の認定を受けていない方に、日常生活に支援が必要な場合に家事の援助を行い、要介護状態への進行を予防します。	【別表1】参照
	緊急通報システム	ひとり暮らしなどの高齢者で、身体上の慢性疾患があり、日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある方が対象です。※無線発報器（ペンダント型）で消防署に通報され、救急車が出動します。	
	火災安全システム	ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯のうち、心身機能の低下などの事由により、家庭内での火災の危険性から生活の安全を確保する必要が認められる方に、火災報知機・自動消火装置・ガス安全システム・電磁調理器などを貸与及び給付します。	福祉係
	寝具乾燥	ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で、寝たきりまたはこれに準ずる方で寝具の自然乾燥が困難な場合に、寝具乾燥のサービスを行っています（乾燥/月1回・丸洗い/年1回）。	
65歳以上	配食サービス（夕食）	ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯などに、バランスのとれた安全な食の確保と安否確認のため、月曜～土曜日に夕食を1食840円で届けます。	日野市社会福祉協議会 ☎582-2319
	配食サービス（昼食）	ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯などで、心身の機能低下などにより生活に支障のある方に、安全な食の確保と安否確認のため、昼食を1食450円で届けます。	
	在宅寝たきり高齢者等おむつサービス	在宅寝たきりまたはこれに準ずる方（原則、要介護4または5）で、失禁や尿もれなどでおむつを必要とする方に給付します。	福祉係
	福祉電話	市内に親族のいないひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯に、福祉電話を貸し出し、料金の一部を助成します。また、電話のある方には料金の一部を助成します。	在宅サービス係
	健康・介護24時間相談電話	高齢者と高齢者を介護する家族などを対象に、電話による医療・健康・介護相談を行います。また、ひとり暮らしで健康に不安のある高齢者に月2回のお元氣コール（電話による安否確認）を行います。⇒相談電話番号0120-123-127	
	緊急一時保護	介護者の緊急入院や親族の葬儀などで、在宅での介護が出来なくなったとき、施設で一時的に介護を行います。	【別表1】参照
身体の不自由な方	寝たきり訪問理容・美容券交付	寝たきりまたはこれに準ずる状態が3カ月以上居宅において継続する65歳以上の高齢者に、寝たきり訪問・美容券を年6枚交付し、市と契約している理容・美容店による訪問の理容・美容が受けられます。	福祉係
	ハンディキャブ	外出が困難な方が通院や買い物などに出かけられる際に、車いすのまま乗車出来る車両を利用して送迎を行います。	日野市社会福祉協議会 ☎582-2319
	車いす・安全つえの貸し出し	身体が不自由なために外に出られない方や、歩行が困難な高齢者に車いす・安全つえを貸し出しをします。	健康課 ☎581-4111
家族	かかりつけ歯科医の紹介	寝たきりの方や障害のある方に、訪問歯科診療の出来る歯科医師を紹介します。	
	家族介護者ヘルパー受講支援	高齢者を現に介護し、または介護していた家族の方が、家族介護の経験を生かして訪問介護員（ホームヘルパー）養成講習（2級または3級）を受講し、終了した場合に受講料の一部を助成します。	福祉係
	寝たきり高齢者看護手当	寝たきりまたはこれに準ずる状態が3カ月以上居宅において継続する65歳以上の高齢者を介護している方に、月1万円を支給します。	

## その他のサービス

概ね60歳以上	シルバー人材センター	働く意欲を持った高齢者のために、その知識・経験・希望に沿った仕事を提供します。	シルバー人材センター ☎581-8171
60歳以上	老人クラブ	健康増進・レクリエーション・ボランティアなどの活動をとおして、仲間づくりをします。市内に50の老人クラブがあり、約4,200人の仲間がいます。	福祉係
	さわやか健康体操	「寝たきりゼロ」を目指し、楽しく軽度な体操で一人ひとりの健康をサポートします。	健康課 ☎581-4111
65歳以上	パワーリハビリテーション	65歳以上の体力に自信のない方を対象に、専用のリハビリマシーンや各種体操を取り入れたトレーニングを行い、通年で健康の維持・増進をサポートします。なお、参加者は広報で募集する予定です。	福祉係
	かしの木荘	宿泊及び日帰りの利用が出来る高齢者憩いの家です。⇒利用料金：（宿泊）1人1泊900円、（日帰り）1人1日300円	
70歳以上	保養施設利用助成	市が指定した保養施設を利用する場合に利用料の一部を助成します（介護保険の要介護者に同行する介護者も対象）。⇒助成額：（宿泊施設）1泊3,000円（年2泊まで）、（日帰り施設）1回500円（年5回まで）※事前の申請が必要です。	福祉係
	シルバーバスの発行	70歳以上の都民（寝たきり状態の方は除く）に、都バス・都営地下鉄・都電・都内民営バスを利用出来る「東京都シルバーバス」を発行します。（所得制限あり：市民税非課税の方は1,000円、市民税課税の方は20,510円）	
	理容・美容券の交付	理容・美容券を年3枚交付し、市と契約している理容・美容店で理容・美容が受けられます（自己負担あり）。※4月1日現在、市内に居住し、平成19年度介護保険料第1・第2・第3段階（生活保護受給者及び世帯全員が市民税非課税の方が対象となります）。	福祉係
概ね70歳以上	高齢者等困りごと支援	ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯に、電球の取り替えなど概ね30分以内で終了する日常生活で行う継続性のない単純作業をお手伝いします。⇒利用料金：1回300円 受付時間：月曜～金曜日9：00～17：00※年末年始、祝日除く	日野市福祉事業団 ☎585-5252
お祝い	敬老金の贈呈	77歳・88歳・100歳の節目の年齢を迎えられた高齢者に敬老金を贈呈します。	福祉係

※高齢者誕生月健診は、次のように変更となりました。

40～74歳	特定健診	特定健診は、加入している医療保険者が実施します。日野市国民健康保険加入者は、市内の指定医療機関で健康診査が受けられます。受診券を4～6月生まれの方は6月下旬、7～9月生まれの方は7月下旬、10～12月生まれの方は8月下旬、1～3月生まれの方は9月下旬に送付します。日野市国民健康保険の加入者以外の方は、加入している医療保険者（健康保険組合、共済組合など）が実施する特定健診を受診します。健診方法については、各医療保険者にお問い合わせください。	健康課 ☎581-4111
75歳以上	いきいき健診(後期高齢者健診)	健診方法、受診券送付時期は、日野市国民健康保険特定健診と同様になります。65～74歳の方で、後期高齢者医療制度の障害認定を受けている方も対象となります。	

## 福祉センターのご案内

福祉センターは、地域の高齢者などに健康の増進・文化教養の向上及びレクリエーションのために利用していただき、健康で明るい生活を営むための施設です。

■申し込み方法

- 使用申し込み受け付けは、使用日の2カ月前から3日前までです。（2カ月前にあたる日が休日の場合は前日になります。）
  - 受け付けは、福祉センターの窓口です。（電話での受け付けは不可）
  - 使用申請の受け付け：9：00～16：30（休館日を除く）（9：00に使用申請が重複した場合は、抽選になります。）
  - 使用申請書は、使用日の3日前までに提出してください。
  - キャンセルの場合は、3日前までに手続きをしてください。
- ※各施設の詳しい概要や予約状況については、各施設の受付窓口にお問い合わせを。

●施設の名称・所在地

施設名	所在地	電話番号	施設の概要
中央福祉センター	日野本町7-5-23	☎582-2329	娯楽室（2室）・集会所（3室） 浴室（利用は65歳以上の方（火曜・木曜日））
湯沢福祉センター	程久保873	☎582-4125	娯楽室（2室）・集会所（3室） 浴室（利用は65歳以上の方（水曜・金曜日））
七生福祉センター	三沢3-50-1	☎583-2911	集会所（3室） 【集会所は、つなげて1室でも利用できます】
高幡福祉センター	高幡864-1		高幡福祉センターは、現在、改修工事中です。8月1日からの再開を予定しています。詳細は、7月15日広報でお知らせします。

●利用時間と利用料金

区分	午前	午後	夜間
時間	9：00～12：00	13：00～16：30	17：30～21：30
料金	1団体300円	1団体300円	1団体300円